



はしかわ市長の

だいすき！くさつ

～出会いの  
365日～

くらしよく さち(幸)多く つながる絆

今年もいよいよ残りわずかとなりました。  
 振り返りますと、ずっとずっと草津宣言で、「安心」「活力」「安全」「透明」を柱に、4期目の市政をお預かりすることになりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、国では緊急事態宣言が発出され、市内においてもイベントなどの軒並み中止、延期や、小・中学校の休校や施設の休館など、さまざまなところで皆様にもご理解とご協力をいただきました。まさに皆様と心をつなげ抜けた1年でした。  
 そのような中、市独自の制度として、上下水道基本料金の免除、介護サービス事業所や飲食店に対する支援、市内の宿泊施設を利用したテレワークの支援、新生児特別給付金、小・中学校の一人一台のタブレットPC、オンライン環境の整備など、さまざまな経済対策を行ってまいりました。  
 小・中学校では、新しい学校生活がスタートできない中で、子どもたちが自宅で楽しく学びや運動ができる動画を公開したり、少しでも不安が解消されるよう、えふえむ草津で先生によるメッセージを配信するなど、先生を近くに感じていただくよう工夫してまいりました。  
 市民の方々の心強い取り組みもございました。市内飲食店による

テイクアウト・宅配グルメマップが作成されましたし、草津駅一帯では、現在、草津まちイルミが開催されています。子どもたちが作ったペットボトルツリーや、昨年よりバージョンアップしたイルミネーションには、コロナ終息への願いが込められています。  
 心温まる、たくさんのご寄附もいただきました。中には、市役所1階にも設置していますが、市内の中学生が手作りした、足踏み式の消毒スタンドもございました。こうした頼もしい出来事に元気づけられ、草津の未来は明るいと思っています。  
 来年5月にはキラリ工草津(市民総合交流センター)がオープンします。こうした新しい取り組みは、「草津の未来」と題しまして、ホームページでご覧いただけるよう整備していきますので、ご覧ください。  
 冬本番を迎え、寒さが厳しくなり、皆様には引き続き、三密の回避やマスクの着用、手洗い、うがいなど、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。  
 来年が皆様にとって、よりよい一年になりますよう、お祈りいたします。



草津の未来

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために 受診前、身近な医療機関にまず電話でご相談を

### 発熱などの症状がある場合の相談・受診

新型コロナウイルス感染症の初期症状は、風邪など、他の疾病と見分けにくい。直接医療機関に行くと、感染を拡大させる恐れがあります。発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医など身近な医療機関にまず電話で相談し、必要な診療・検査を受けましょう。

#### ①受診の前に電話などで相談を

発熱、のどの痛み、頭痛、下痢、体のだるさ、においや味が分かりにくいなどの症状がある場合は、受診の前に必ず電話などで連絡してください。

#### ②診療所などが指定する方法で受診

他の患者との接触を避けるため、受診時間や方法などを指定されることがあります。

#### ③受診時には手洗いとマスクの着用

手指の消毒や、せっけんを使った手洗いをすませて、マスクを着用して受診してください。

問 健康増進課(2階) ☎561-2323、☎561-2482

### 相談先や受診先に迷う場合は

必要に応じて、医療機関へ案内されます。

受診・相談センター(旧帰国者・接触者相談センター)

☎528-3621(毎日24時間)、☎528-4865

✉ s-support@office.email.ne.jp

### 一般的な相談は

症状がない人で、家庭や地域・職場での予防方法などの新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談。

☎528-3637(毎日8:30～17:15)、☎528-4865

✉ corona-soudan@pref.shiga.lg.jp



差別のない明るいまちに

問 人権センター(大路二)  
☎563-1177、☎563-7070

## 共生社会を生きる“わたし”の学び・生き方 ～「施設コンフリクト(摩擦)」をとおして～

県内の福祉施設を運営する人からは、「地域に受け入れられるまで、どれほどつらい思いをしてきたことか」「今後活動し生きていくことを考えると、地元の反対がある状態では建設を思い切れない」というような思いを聞きました。  
 建設反対の動きが、福祉施設を必要とする人が地域で生きる権利を奪う可能性があると思えると、「施設コンフリクト」は人権問題であると言えます。共生社会を生きる一人一人が、少数者の思いにも関心を持ち、共感できているか、改めて考えたいものです。

「親や家がなくなっても、地域に生活できる場や、治療が受けられる場が保障されていると安心です。だから施設をつくることを地域の人に反対されるとつらいし、残念です。反発し合うだけでなく、話し合いや交流をしていきたいと思うのですが…。わが子の将来を考えると、早く環境を整えてやりたいと切実に思います。」  
 「障害者問題を考える」ふらっと人権情報ネットワークより



平成23(2011)年に施行された『改正障害者基本法』では、「障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができ社会的実現」をめざしています。  
 今月は、その実現のための「わたし」の学びや生き方について、「施設コンフリクト」をもとに考えます。

### 精神障害のある子どもと暮らす親の思いは

受け入れる自治会にも葛藤・変容が…  
 県内で、地元との「摩擦」を経て、徐々に良好な関係を築いている福祉施設もあります。施設側は、地元の環境整備(草刈り)に入所者と共に参加することで、つながるきっかけをつくります。  
 「よそ者が入ってくるのは不安だ」漠然とした理由から、最初、強硬な姿勢を見せていた自治会長は、共に草刈りをする機会をとおして、徐々に入所者を地元の一人として受け入れていきます。現在、その施設と自治会は行事予定などを相互に交換し、協働でまちづくりを進める関係を築きつつあります。  
 めざす社会の実現のために  
 「高齢者や障害の有無といった年齢、社会的少数者に関わらず、生活や権利などが保障された社会をつくる」この考え方が、今日の福祉政策の根本理念です。めざす社会の実現に向けて、離れた所ではなく、人々がふれあう所で同じように生活できるように施設を建設する。このような理念、道筋を学ぶことで、施設建設に対する「わたし」の対応や生き方を再度見つめる機会にもなります。  
 「共に生きる」、「多様性を認める」ことは、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。その実現のため「わたし」たちの学びや行動が重要になっていくのではないのでしょうか？  
 ※施設コンフリクト…一般的には、社会福祉施設を新しく建てようとするときに、地域住民から強い反対運動で建設計画が頓挫したり、大幅に修正されたりするなど、施設と地域住民との間で起きる摩擦のこと。

## 草津市平和祈念のつどい

11月7日(土)に草津アミカホール(草津三)で、草津市平和祈念のつどいを開催しました。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小しての開催となりました。戦争の惨禍を風化させることなく、後世に恒久平和の願いを引き継いでいきたいと思います。

問 人権政策課(6階) ☎561-2335、☎561-2488